

# イングランド国教会法の構造

## — 国教会立法の分析を中心に —

石村 耕治 (白鷗大学)

### 【発表にあたって】

イギリス (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国=The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland、1922年にこの名称を採択。略称UK=連合王国) は、ブリテン【①イングランド (England)、②ウェールズ (Wales)、③スコットランド (Scotland)】および④北アイルランド (Northern Ireland) の4つの非独立国からなる連合国家である。

連合国家における覇者としてのイングランドは、久しくローマ・カトリック教会 (ローマ教皇庁) という超国家的な枠組みのもとにある国家であった。その後、国王ヘンリー8世 (在位1509年~1509年) が、その枠組みから離脱し、イングランド国教会・アングリカン教会 (Church of England・Anglican Church) を立ち上げた。それ以降、イングランドは、今日まで独自の「国教会 (State Church, the established Church) 制度」を維持してきている。

こうした国家と教会との関係を見る限りでは、イングランドの宗教法 (教会法) を、“世俗法 (国家法) と教会法 (教会の自律規範)” との間に明確な線引きをした上で究明することはさきわめて難しい。言い換えると、イングランドの宗教法 (教会法) の分析にあたっては、「厳格な宗教 (教会) と国家との分離論」を軸にこれを行うのであれば、逆に混乱に陥りかねない。多分、これはイギリスに限ったことではあるまい。欧州諸国の宗教法 (教会法) の研究にあたっては、いわば“アメリカ型の政教分離論”に馴らされ、ある種の“マインドコントロール”を受けたままで、議論展開をするのは危険ですらあることを

悟る必要がある。

イングランドでは、アングリカン教会を国家の下に置くことにより、国王（女王）が大主教など高位聖職者の任免、信仰の教理などに幅広く直接、ないしは議会の決議や議会法などを通じて同教会に介入できる「国教会体制（establishment）」ができあがった。こうした国王（女王）と国教会が表裏一体にかたちで国政をとりし切った体制が久しく続き、ローマ・カトリックへの復帰や共和制などで一時中断したことがあったものの、こうした体制化で起きた現象がイギリス史実の中核を占める結果となっている。

イングランド国教会は、プロテスタントを自認しながらも、ローマ・カトリック教会の聖職位階的な裁治観（立法・執行・司法を一体化した聖的非分権的統治）の伝統を抛り所に存立している。1919年以降、みずからの裁治権、とりわけ立法権を行使する機関として国教会総会議（General Synod）（1962年までは国教会総会（Church Assembly））を有している。言いかえると、「国教会体制」を採るイングランドでは、国教会にかかる立法を、国教会総会議と世俗のイギリス議会（ウエストミンスター議会）とで分かち合うかたちで行っている。国教会総会議がつくる法は「国教会法（measures）」と呼ばれる。今日、イングランドの教会法の分析においては、“議会制定法（acts, statutes）”はもちろんのこと、これら“イングランド国教会法（measures）”の存在にも注視する必要がある。

イングランド国教会は、司法についてもみずからの管轄権を有している。しかし、1858年以降、管轄事項の世俗裁判所へ大幅な移管により、今日、教会裁判所の大部分の任務は、①国教会の教理（doctrine）・典礼様式（ritual）・儀式（ceremonial）を遵守しない聖職者にかかる審査事案、②教会法や聖務規律を遵守しないことを理由とする聖職者の戒規違反（discipline）事案、③特別許可事案（dispensations, faculty cases）に限定されている。

後に詳しく点検するように、今日、「国教会司法」は、大きく（1）大主教区に置かれた裁判所と、（2）主教区に置かれた裁判所および準司法機関に分けて論じる方がわかりやすい。

また、たしかに、今日でも、国教会内部に置かれた大主教区の特別許可裁判

所 (Court of Faculties) や主教裁判所 (Consistory Courts (Commissary Court)) をはじめとした各種の教会裁判所は、世俗裁判所とすみ分けしながら、裁判管轄を分かち合っている。しかし、現代のイングランド国教会司法の姿は、国王 (女王) の絶対的な権威を背景に絶大な力を誇示した、かつての絶対王政の時代とは大きく異なる。

16世紀初頭に確立されたイングランド国教会は、イギリスの統治機構の中に深く組み込まれ、今日にいたっても国政や国民の信仰生活に大きな影響力を保っている。しかし、その一方で、イギリス国内でのキリスト教派、宗教・宗派の多様化、世俗化のうねりのなか、他方では1950年ヨーロッパ人権規約 (ECHR) の批准や国内法である1998年人権法 (Human Rights Act 1998) などの制定もあって、かつて有していたような立法や司法に対するイングランド国教会の発言力は徐々に低下してきている。

こうした流れを後押しする議会制定法や国教会法も数多くつくられている。また、女性聖職者叙階 (聖職按手・聖別) の拡大や同性婚姻の許容など、国教会が真摯な対応をせまられる課題が増えてきている。さらに、移民人口の増加、信仰する宗教の多様化などに伴い、人権法を抛り所にした自らの信仰の自由 (宗教上の人権・religious human rights) とぶつかるさまざまな法的・経済的な規制、部分社会規制などとの融和 (accommodation) を世俗司法 (裁判所) に求める動き【例えば、輸血、職務中の礼拝、学校でのスカーフ着用、受刑者の処遇、日曜安息日遵守ないし緩和など】も増加の一途をたどっている。

わが国にはイギリス法の研究者の数は多い。しかし、イギリス教会法存在はほとんど捨棄されたかたちで、イギリス法が分析・研究されてきているといっても過言ではない。本来は、「教会法にメスを入れずして、イギリス公法や私法の研究は成り立たないのではないか」、というのが発表者の持論である。宗教学学会では、多様な発表が行われてきている。ただ、「法律学」の研究を中核とする学会であることから、やはり稚拙な政治論は回避されるべきである。実定的な法規範や教会規範、判例などを丹念に分析した研究が求められている。

この発表でも、「法律学」の学会発表にふさわしい内容になるように試みてはみた。しかし、発表者は、イギリス法専門の研究者でなく、ましてやキリスト教、とくにアングリカン教会（聖公会）に格別、造詣が深いわけではない。今回の発表は、素描であり、誤りも少なくないものと思われる。しかし、あえてさまざまな彩色を施さず、できるだけ生の資料の分析・紹介に努めるようにした。研究大会参加者が、この「無添加」のつたない発表を通じて、未知のイングランド国教会法の鳥瞰図を知る手がかりを得られるとすれば望外の喜びである。宗教法28号には、国教会立法にしぼって分析成果を掲載する。

### 立法とイングランド国教会

イギリス宗教法の分析においては、「国教会体制（establishment）」を強める、あるいは逆にそれを弱めるためにつくられた各種の“議会制定法（acts, statutes）”の存在の重さは見逃せない。これは、かつてカトリック教会（教徒）や非国教会派プロテスタントをはじめとして他のキリスト教派（教徒）などへの凄惨な抑圧をねらいに、あるいは逆に彼らに寛容な態度をとるために、議会法がたくみに使いこなされてきた史実からも自明のところである。

とりわけ、教会が重い存在であった治世には、王制、共和制の時代を問わず、“議会制定法”は教会に深くかかわり、もっぱら政治支配の道具として使われたに過ぎなかった。しかし、時代とともに、その役割を次第に変容させていく。近代において“議会制定法”は、イングランド国教会の“自律”を保障する役割をも担っていく。その劇的な役割を果たしたのが「イングランド国教会総会（権限）法（Church of England Assembly（Powers） Act 1919）」（通称「1919年授権法（Enabling Act 1919）」）の制定である。

この議会制定法の下、イングランド国教会は、1919年以降、みずからの裁治権を行使する機関である国教会総会議（General Synod）【1970年以前は、教会総会（Church Assembly）と呼ばれた。1969年国教会総会議政体〔国教会〕法（Synodical Government Measure 1969）で現在の名称・General Synodに改められた。】において、“自律的な立法権”を行使できる態勢にある。

## 1 今日の国教会法と議会制定法との関係

伝統的に、イングランド国教会は、世俗のイギリス議会（ウエストミンスター議会・世俗議会）と聖俗一致のかたちで立法権を共有してきた。しかも、沿革的にみると、イギリス国教会に関する事項については、国教会がその必要を唱えれば、世俗議会が「議会制定法（acts of Parliament）」により立法措置を講じてきていた。つまり、世俗議会が法案（bills）を用意し、国教会が求める法律（act）を用立ててきたわけである。【連合国家であるイギリスの議会（U.K. Parliament、通称「ウエストミンスター議会（Westminster Parliament）」）は、1801年に（イングランド議会とスコットランド議会が1707年に合体した）グレートブリテン議会と、北アイルランド議会の合体により成立した。ただ、この際に、イングランド議会の権限、手続、慣習などを幅広く継承した。このため、イギリス議会は、実質的にはイングランド議会を継承・発展させたものとみることができる。】

これが、1919年以降は、イギリス国教会に関する事項については、国教会みずからが設けた総会議（General Synod）が「国教会法案（draft Measures）」を準備し、同会議に置かれた法制委員会（Legislative Committee）による審査、本会議での審議・採決をすれば自前で法律を制定できる仕組みに大きく転換した。もちろん、採決された国教会法は、イギリス議会の両院で審議される必要があり、ある程度世俗議会が関与できる仕組みは続けられてきている。

このように、1919年法の制定により、イギリスの立法部門は、議会制定法（act of Parliament）を制定する世俗の機構と、国教会法（measure）を制定する宗教的な機構とに分化する考え方を結実させた。この背景には、一般社会のみならず、議会においても、国教会関係法の制定に消極的な動き、あるいは、より厳格な聖俗分離を求める声の高まりがあった。ある意味では、国教会制度をつづけるためには、国教会が自前で必要な法律をつくれる統治機構を整備しなければならないとする国教会側の危機感がバネになったといえる。

今日、イングランド国教会総会（権限）法（Church of England

Assembly (Powers) Act 1919; 通称「1919年授権法 (Enabling Act)」のもと、イングランド国教会総会議 (General Synod) 【1970年以前は、教会総会 (Church Assembly) と呼ばれた。1969年改正法で現在の名称に改められた。】が定めた〔国教会〕法 (measure) は、イギリス議会両院の教会委員会 (Ecclesiastical Committees) で審査のうえ、上下両院で承認され、かつ、女王の裁可 (Royal Assent) をもらえると、国家法としての効力を有する。

国教会総会議 (General Synod) は、イングランド国教会の最高の意思決定機関である。3つの院 (houses) からなる。つまり、主教 (bishops) が構成員となる「主教院 (House of Bishops)」、選任された聖職者 (clergy) からなる「聖職者院 (House of Clergy)」および平信者 (laity) からなる「平信徒院 (House of Laity)」である。

1919年以降、イングランド国教会に関する事項については、は、第一次的に、国教会総会議が、授権法および国教会カノンに準拠して、〔国教会〕法 (measures) を制定する権限を有している。

一方、世俗議会 (イングランド議会) に置かれている教会委員会 (Ecclesiastical Committees) には、授権法のもとで、上下各院の15人の委員が任命される。下院 (House of Commons) では、議長が、委員を選任する。一方、上院 (House of Lords) では、大法官 (Lord Chancellor) が貴族議員の中から委員を選任する。委員は、会期ごとに任免される。

手続的にみると、イングランド国教会総会議で合意された国教会法 (measures) は、報告書 (reports) とともに、イングランド議会の教会委員会へ提出される。委員会は、国教会法に修正を加えることはできない。報告書は、両院で審議され、通過すれば、女王の裁可を求めることになる。女王が裁可した国教会法 (measures) は、国法と同じ効力を有する。

国教会法は、国教会にかかる既存の議会法 (acts of Parliament) を改正ないし廃止できる。しかし、国教会法によって、イングランド議会の教会委員会の構成、権能や職責、さらには議会での国教会法の承認手続きなどに対し変更を加えることはできない。

ちなみに、国教会法は、一般法案一覧 (Public Bill List) の末尾に注記さ

れる。【一般法 (public act)・一般法案 (public bill) とは、適用の範囲 (地域・人) に制限がない法律・法案を指す。逆に、個別法 (private act)・個別法案 (private bill) とは、適用範囲が特定地域に限定される法律・法案 (local act/local bill) と、適用範囲が特定個人に限定される法律・法案 (personal act/personal bill) からなる。ちなみに、個別法については、ヘンリー 8 世が離婚する際に活用した例がよくあげられる。】

## 2 国教会総会から国教会総会議へ

国教会総会と国教会総会議の相違、それぞれの組織の概要、権能等は、次のとおりである。

(図表 II - 1) 自律的な立法権の行使：国教会総会から国教会総会議

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>国教会総会 (Church Assembly)</b>：イングランド国教会総会 (権限) 法 (Church of England Assembly (Powers) Act 1919) (通称「1919年授権法 (Enabling Act 1919)」) に準拠して設置。1969年まで存続。「国教会総会 (Church Assembly)」は、両大司教管区の聖職者会議 (Convocations) + 両大主教区から選出された代議員からなる平信徒院 (House of Laity) で組織される。</li> </ul>
<p>1919年の「国教会総会 (Church Assembly)」の設置に伴い、1902年に組織された「国教会代議員評議会 (Representative Church Council) 【両大司教管区の聖職者会議 (Convocations) + 平信徒院 (Houses of Laity) で組織】は廃止</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>国教会総会議 (General Synod)</b>：1969年国教会総会議政体 [国教会] 法 (Synodical Government Measure 1969) で現在の名称・General Synod に改められた。【なお、1919年授権法 (前法) は、1969年法 (後法) 制定後も有効であり、前法と後法がぶつかる場合には、後法が優先するかたちで適用になる。】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 《総会議の運営》             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国教会総会議は、通例、3つの院 (houses) の代議員が一同に会する (one body) かたちで運営されるイングランド国教会の最高位の合議機関である。</li> <li>② 国教会総会議は、「総会議教憲 (Constitution of General Synod)」に準拠して運営される。</li> </ol> </li> <li>・ 《総会議の3大機能》             <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>立法機能 (legislative role)</b>：国教会固有の事柄について自律して規律す</li> </ol> </li> </ul>

るために、国教会法 (measures)、規則 (rules) などを、世俗議会と協働して定めること

- ②財政統制機能 (financial role) : 全国規模での年次事業にかかる予算その他支出の承認をすること
- ③討論・発信機能 (deliberative role) : さまざまな世俗的な課題について、キリスト教的な視点から慎重に検討・審議し、俗界に発信すること。

### 3 国教会総会議の構成

また、国教会総会議は、主教院、牧師院、平信徒院などで構成されるが、それぞれの構成員は、次のとおりである。

#### (図表 II - 2) 国教会総会議 (General Synod) の構成

- ①主教院 (House of Bishops) : 構成員は、44主教区主教 (bishops) + 7人の選任された補佐主教 (suffragan bishop) + 1人の特任補佐主教 (suffragan Bishop of Dover)
- ②牧師院 (House of Clergy) : 構成員は、5人の大聖堂主任司祭 (cathedral dean)、ジャージー島もしくはガーンジー島の主任司祭 (Dean of Jersey or Guernsey)、大学選出の6人の代議員、宗教界選出の2人の代議員、軍隊付チャプレン選出の3人の代議員、刑務所付チャプレン総長 (Chaplain General of the Prison Service)、183人の牧師界からの代議員、5人の互選の代議員
- ③平信徒院 (House of Laity) : 構成員は、宗教界選出の2人以内の代議員、軍隊選出の3人の平信徒、第一および第二チャーチ財産コミッショナー、195人の平信徒界からの代議員、5人の互選の代議員
- ④その他 (所属院には関係なく総会議に出席し発言可、ただし投票は不可) :
  - (a) 職務上当然構成員になる人【アーチズ裁判所主席裁判官 (Dean of the Arches)、2人の大主教総代理・ヴィカージェネラル、第三チャーチ財産コミッショナー、国教会年金委員会委員長、大主教評議会からの6人】
  - (b) 他のキリスト教派出身の代表、イングランド国教会青年評議会 (Church of England Youth Council) の代表、聴覚障害アングリカン信徒会 (Deaf Anglican Together) の代表。

#### 4 国教会の自律立法権限の確保プロセス

1919年授権法の制定以降、国教会体制を採るイングランドでは、国教会にかかる立法を、国教会総会議と世俗のイギリス議会（ウエストミンスター議会）とで分かち合うかたちで行っている。国教会総会議がつくる法は「国教会法（measures）」と呼ばれる。今日、“議会制定法（acts of Parliament）”よりもむしろ、“国教会法（measures）”の存在の方が重要である。なぜならば、イングランド国教会に関する事項については、第一次的に、国教会総会議が、授権法および国教会カノンなどに準拠して、国教会法（measures）で規律する権限を有しているからである。

1919年授権法の制定は、国教会関係者から、国教会領域の立法について、国教会が“主導権”の掌握、ないし“自律”の途を切り拓き、大きな転換に導いた、と評価されている。

##### (1) 国教会立法制度の変遷

イングランド国教会立法制度の変遷については、(a) 1852年～1918年の時期と、(b) 1919年～1962年の時期、(c) 1969年以降とに分けて精査すると、わかりやすい。

##### (a) 1852年～1918年の時期

1852年に、イングランド国教会のカンタベリー管区とヨーク管区にそれぞれ置かれている聖職者会議（Convocations）は、聖職者のみを代議員とする団体に改編された。これら改編された聖職者会議は、国教会のカノン（行為準則）、あるいはカノン法（Canon Laws of the Church）を制定する権限を有した。

1913年～1916年にかけて、イングランド国教会のカンタベリー管区とヨーク管区にそれぞれ置かれている聖職者会議（Convocations）は、イングランド議会の開会式で公表される国王の勅語に対する奉答建議書（Addresses to the King）のなかで、教会事項についての自律と世俗議会

での教会事項に関する立法のあり方の改善を求めた。この建議書では、国教会の代議員からなる教会総会（Church Assembly）が同意した国教会法（measures）を、世俗議会（イングランド議会）が精査・修正して成立させる提案をした。つまり、イングランド国教会に関する事項については、世俗議会が法案（bill）を用意するのではなく、国教会独自で法（measures）を用意できるかたちにかえることを提案した。

国教会がこうした提案を行った背景には、当時、国教会が求める法案通過に世俗議会が難色をしめす事例が多発していた事情があったためである。

この点について、例えば、『1916年教会と国家に関する大主教委員会報告書』では、次のように記している。

「現行制度の重い欠陥は、〔中略〕世俗議会の行動なしにはいかなる大きな改革もできないだけでなく、議会は、教会立法の権能を十分に果たす余裕も、機会も、あるいはその意向も持っていない。こうした状況を改善するために、〔この〕委員会は、国教会に立法権を付与し、同時に、国家に対し、それを精査し、批判し、かつ拒否できる権限を付与すべきである。」（See, Archbishops' Committee on Church and State Report 1916, at 36）

しかし、1916年に国教会サイドから行ったこの提案は、世俗議会での国教会法案の精査方法などで合意が得られず頓挫した。

#### (b) 1919年～1962年の時期

1919年6月3日に、聖職議員であるカンタベリー大主教が、世俗議会上院（House of Lords）へ全国教会総会法案（National Assembly Bill）を提出した。世俗議会下院（House of Commons）にも同様の法案が提出された。下院法案では、1880年～1913年の間に217の国教会関係法案が提出されたが成立したのはたったの33件であることが理由の1つとしてあげられていた。

曲折を経て、最終的には、この法案は、イングランド国教会総会（権限）法（Church of England Assembly（Powers） Act 1919；通称「1919年授権法（Enabling Act）」として成立した。

1919年授権法の成立により、イングランド国教会総会（Church Assembly）〔～1970年以降は、総会議（General Synod）〕が、教義、典礼、儀式に関係する事項（Matters Involving Doctrine, Ritual or Ceremonial）を除き、国教会一般に関する事項については、総会のもとに置かれた法制委員会（Legislative Committee）に諮り、総会の決議をえれば、国教会独自で法（measure）を定めることができるようになった。もちろん、採決された国教会法は、世俗議会の両院で審査・審議される必要があり、世俗議会が関与する仕組みは維持された。こうした関与（審査）を制度化するねらいで教会委員会（Ecclesiastical Committee）が、1919年法のもとで創設された。一方、教義、典礼、儀式に関係する事項については、聖職者会議（Convocations）が担当することになった。

ちなみに、1919年法の制定により、国教会関係事項については、国教会立法（measures）によることになったが、議会制定法案・法（bill・act）による立法ルートが完全に閉ざされたわけではない。近年の例では、各種の祈祷書保護法案（Prayer Book Protection Bills）が世俗議会に発議されているが、これまでのところ成立に至ったものはない。

### (c) 1963年以降

1963年11月に、イングランド国教会総会は、総会（Church Assembly）を改編し、あらたに国教会総会議（General Synod）をたち上げるための決議を行った。決議であらたに創設されることになる総会議は、3院（主教・聖職者・平信徒）からなる。つまり、それまでの主教院（主教部会）と聖職者院（聖職者部会）に加え、あらたに平信徒院（平信徒部会）を創設する提案も盛り込まれた。【ちなみに、この背景には、イングランド世俗議会（ウエストミンスター議会）が、二院制というよりも、国王（女王）・上院（貴族院）・下院（庶民院）からなるものと解し、それにあわせてつくられた枠組みであるとの見方もある。もちろん、世俗議会を三院（3部会）とみる説は、今日、一般に支持を得るに至っていない。】

また、この決議には、従来の国教会総会の立法事項に加え、聖職者会議の

権能の一部も所轄とする。また、カノン【Canon：行為準則～主として国教会聖職者の職務基準の役割を果たすもので、世俗議会の承認手続は要しないが、内務長官を通じて女王に提出する必要がある】の改訂も担当することなども盛り込まれた。

こうした提案を含んだ決議は、曲折を経て、1969年6月に、世俗議会の承認および女王の裁可をえて、総会統治〔国教会〕法 (Synodical Government Measure 1969) として結実した。今日的な国教会法と議会制定法との関係は、この時期につくられたといえる。

## (2) 国教会立法にかかる立法手続の変容と立法状況

国教会法 (measures) は、国教会総会議と世俗議会との連携において制定される。今日までの立法手続の変容と立法状況などを簡潔にまとめて図説すると、次のとおりである。

(図表 II - 3) 国教会立法 (measures) にかかる立法手続の変容と立法状況

◆国教会法 (measures) の制定の基礎
・イングランド国教会法 (Church of England Measures) とは、国教会の政体と組織に関する法を改正するための法律文書 (instrument) である。
・国教会の総会議 (General Synod) は、イングランド議会 (世俗議会) 【ウエストミンスター議会・Parliament】の「教会委員会 (Ecclesiastical Committee)」に対して法案を提出する権限を有する。
・世俗議会「教会委員会 (Ecclesiastical Committees)」は、上下両院の議員で構成される。【教会委員会には、授権法の下で、上下各院の15人の委員が任命される。下院〔庶民院〕(House of Commons) では、議長が、委員を選任する。一方、上院〔貴族院〕(House of Lords) では、大法官 (Lord Chancellor) が貴族議員の中から委員を選任する。委員は、議会の会期ごとに任免される。】この委員会は、国教会法案が妥当なものかどうかを審査し、両院に報告する。
・教会委員会が作成した報告草案は、世俗議会本会議への正式な報告に先立ち、国教会総会議の「法制委員会 (Legislative Committee)」へ送付される。
・総会議が報告草案 (draft Measure) に同意すれば、報告書および当該国教会法案は議会本会議へ提出される。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該法案に関する動議が出され、それが可決されれば、女王の裁可を受けられる。</li> </ul>
<p>◆国教会立法の経緯：ヨークとカンタベリーの聖職者会議</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1852年に、カンタベリー聖職者会議 (Convocation) とヨークの聖職者会議は、牧師 (clergy) だけからなる代議体として再編された。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・聖職者会議は、国教会カノン、国教会の教会法典 (Cannon Laws) を定め、それに対して国王の裁可を求めることができた。国王の裁可を得た上で、それを施行した。これら聖職者会議は、世俗議会の解散に連動して解散につながるかたちになっていた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1919年、カンタベリーの聖職者会議とヨークの聖職者会議は、国王に対する奉答文において、国教会の内部事項についてより広い自律を求め、世俗議会の立法権限の再編を求めた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国教会総会 (Church Assembly) の代議員が承認した国教会法は、世俗議会において、最初の法案審査の手続から入るのではなく、法案精査 (特定の委員会による審査) のために提出するかたちにするように提案した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちなみに、こうした提案は、1913年から1916年に開催された国教会総会代議員委員会で勧告に照らしてつくられたものである。しかし、この提案では、世俗議会による国教会法案の審査方法について具体的には論及していなかった。</li> </ul>
<p>◆世俗議会の時間不足</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1919年にこのような提案がなされた主な理由は、世俗議会を通じた国教会法の制定が難しくなっていたことである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その背景には、議会下院の審議時間の多くが次第に政府の世俗問題の審議に費やされるようになっていったことがあげられる。国教会立法は、時おり議会の審議時間不足から棚上げにされた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンタベリー大主教は、1919年6月3日に、議会上院に国教会総会法案 (National Assembly Bill) を提出し、パトロン (受祿牧師推挙者) と教会祿に関する法案の通過に12年を要した例にあげ、世俗議会での国教会法案成立の困難さについて説明した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンタベリー大主教の国教会総会法案の意図は、要言すれば、「イングランド国教会が、その任務を適切に行うことができるように、現在恒常的に私たちの道をふさぐある種の偶然による障害を取り除くこと」にあった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この法案を下院に提出したエドワード・ビューチャンプ卿によれば、1880年から1913年に世俗議会に提出した217の国教会法案のうち、成立したのは33件のみとのことであった。</li> </ul>
<p>◆1919年国教会総会 (権限) 法</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・この法案は、1919年国教会総会（権限）法（Church of England Assembly (Powers) Act 1919）として成立した。一般には、「授権法（Enabling Act）」として知られている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国教会総会には、広く国教会に関する提案について審議する権限を付与された。ただし、教理、神学その他女王の裁可を得る前に世俗議会で承認を受けるために提出された国教会法は除かれた。聖職者会議（Convocations）は、1919年以降も存続し、教義等にかかる事項の審議は、同会議に引き続き委ねられた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1919年法の成立によりはじめて平信徒（laity）が、総会の構成員として国教会政体に代議員として参加することになった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会は、734人の構成員からなっていた。その内訳は、387人は主教および牧師、5年の任期で選任された342人の平信徒に、5人の互選された平信徒であった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国教会総会が、国教会法案を承認した場合、同法案は、総会の法制委員会（Legislative Committee）へ付託され、審査をした後に、必要な注釈や説明をつけて、世俗議会の教会委員会（Ecclesiastical Committee）へ送られる。ちなみに、世俗議会の教会委員会は、1919年法の下で設けられ、貴族議員と下院議員からなる。</li> </ul>
<p><b>◆国教会総会議</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1963年11月、国教会総会は、新たに総会議（General Synod）を設け、そこにそれまでの総会（Assembly）および聖職者会議（Convocations）の立法その他の権能を帰属させるように勧告する報告書を支持する決議を行った。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国教会総会議（General Synod）は、1969年7月25日に女王の裁可を得て発効した総会議政体〔国教会〕法（Synodical Government Measure〔CAM, No.2 1969〕）も基づいて設けられた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会議の権能は、とりわけ、国教会総会（Church Assembly）が従前から行ってきたと同様に、国教会法（measures）によって立法を行うことである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会議は、主教、牧師、平信徒の3院からなる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制委員会（Legislative Committee）の委員は、旧総会の場合と同様に、3会から選ばれる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制委員会は、世俗議会での立法手続の対象とならない牧師の任務に関係するカノンの制定にもあたる。これらカノンは、内務大臣を通じて女王に提出される。</li> </ul>
<p><b>◆世俗議会審査</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世俗議会教会委員会（Ecclesiastical Committee）は、1919年授権法に基づ</li> </ul>

<p>いて設けられたものであるが、大法官が指名した15人の貴族(上院)議員と、下院議長が指名した15人の下院議員からなる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教会委員会は、委員長を選任するが、委員長は慣習的に貴族議員がなることになっている。委員は、各議会会期開始後ただちに任命され、その任期は会期の期間である。</li> </ul>
<p>◆世俗議会教会委員会「報告書」</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世俗議会は、国教会総会議の法制委員会が、イングランド国教会法案(draft measures)を教会委員会へ提出したときに、その審査を開始する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教会委員会は、法案の審査に際し、総会議の代議員の参加を得る慣わしになっている。また、議会両院に審査報告が行われるに先だち、報告書草案は、国教会総会議に送付されることになっている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1919年授権法は、国教会総会議法制委員会と世俗議会教会委員会は、いずれかからの要請があれば、協議会を開催することを認めている。協議会は、公開で開催され、議事内容は世俗議会教会委員会報告書で公開されることになっている。ただし、協議会は、個人または団体から、公開で証言を求める権限を有していない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1919年授権法は、世俗議会教会委員会に対して、「その国教会法の性格および法的効果ならびにその適切さについて、とりわけ女王陛下の民の憲法上の権利について」報告するように求めている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世俗議会教会委員会「報告書」は、はじめに、国教会総会議の法制委員会に対して草案のかたちで送られる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世俗議会教会委員会の報告書草案では、国教会法案に対する修正を勧告することができる。ただし、教会委員会は、自身で法案を修正する権限を有しない。教会委員会報告書は、国教会総会議法制委員会がゴーサインを出さない限り、世俗議会両院へ提出されることはない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世俗議会教会委員会報告書は、教会委員会が承認を求めて本会議への提出を決めたときには、議会両院へ同時に提出される。議会両院は、国教会法が議会で提出されたかたちで女王の裁可を得るべきであるとの動議により、審議を開始することになる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世俗議会教会委員会が国教会法案に反対する報告書を議会本会議に提出したとしても、本会議での審議を阻む法律は存在しない。しかし、実際には、こうしたことは起こりえない。なぜならば、国教会総会議法制委員会が教会委員会から法案に反対する報告書草案を受け取った場合には、国教会総会議は同法案の提出の撤回を決めるからである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで国教会総会議法制委員会が撤回を決めた例は2件ある。教区教会評議会(PCC)の「執行委員に関する法(Churchwardens Measure)」であり、いずれも、2001年4月に起きている。</li> </ul>

◆報告書の付番と出版
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世俗議会教会委員会は、1920年につけた1番から連続して各報告書に付番をしてきている。報告書は、議会上院および下院双方の報告書シリーズにおいて、国教会法 (Measures) 版として、出版されてきている。上下両院の報告書は、双方のシリーズにおいて、同じ連続番号が付けられている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書は、その院に提出され、かつ、下院の表決・議事日報 (daily Votes and Proceedings of the Commons) および上院の議事録 (Minutes of Loads) の付録に記録される。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、両院での議員の発言やディベート・質疑討論の日時は、下院情報ブルテン一般法案完全収録リストの終りに、そして、各期については、会期別情報ダイジェストの中に収録されている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1919年授権法の下にある現行の仕組みにおいては、国教会関係立法の制定を、それが手続的に妥当であれば、世俗議会法案のかたちで行うことを排除していない。議会の議員が国教会事項について望む場合には、議員立法の方法によることができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の例としては、そのいずれも法律とし成立しなかったが、祈祷書保護法案 (Prayer Book Protection Bills) をあげることができる。</li> </ul>
◆ディベート・質疑討論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、世俗議会教会委員会からある国教会法案に関する報告書が本会議へ提出され、法案の審議を開始する動議が出されれば、各院はただちに、女王の裁可が得られるように、ディベート・質疑討論を開始する。動議自体あるいは法案に対して修正を加えることはできない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上院においては、イングランド国教会主教ないし大主教が、下院においては国教会の副チャーチ財産コミッショナーが、それぞれ質問の答える。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会法案の場合とは異なり、国教会法案は原案どおりに承認されなければならない。修正は許されない。</li> </ul>
◆議論の余地のある国教会法の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に、国教会法は、余り議論はない。また、世俗議会は、国教会法の成立に向け自制的な対応をとるのが常である。しかし、ごく稀ではあるが、議論になる場合もある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1927年の祈祷書〔国教会〕法 (Prayer Book Measure 1927) が一例である。1927年12月15日に、同法案の審議を開始する動議が、247対205で否決された。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同様に、1975年受禄聖職者 (聖職禄の停止)〔国教会〕法 (Incumbents (Vacation of Benefices) Measure 1975) は、1975年10月15日に、33対17で否決された。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・聖職者（叙階）〔国教会〕法（Clergy (Ordination) Measure 1989）は、1989年7月17日に、45対17で否決されたが、その後1990年2月20日に、228対106で承認された。</li> </ul>
<p>◆女王の裁可</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国教会法は、議会法案と同じように、法律になるには女王の裁可を必要とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、女王の裁可は、両院に通知され、かつ、情報ブルテン週報に記録される。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国教会法は、(1970年までの国教会法については)「総会1938年第1号(CAM No.1, 1938)」、(それ以降の国教会法については)「総会議1978年第1号(GSM No.1, 1970)」のようなかたちで引用される。国教会法は、印刷され、政府印刷局(HM Stationery Office)で販売されている。また、国教会法は、一般法および国教会法年報の末尾に掲載される。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国教会法は、議会法と同様に、従前の議会法もしくは国教会法および委任立法/議会制定法従位文書(Statutory Instruments)を修正または廃止することができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国教会法は、制定法と同様の効力を有し、かつ、イングランド全土に普遍的に適用される。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・女王が裁可した国教会法(measures)は、国法と同じ効力を有する。</li> </ul>
<p>◆立法状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1992年以降、2003年までに17の国教会法が世俗議会を通過している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世俗議会は、国教会法の制定に拒否権を行使することはほとんどないが、国教会法はその進行を妨害されない権利を自動的に有しているわけではなく、議員がその内容に疑問を持ったときには制定を阻むこともできる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世俗議会は、国教会の自律に不当に介入することを欲しないが、議員は時おり国教会法に関するディベート・質疑討論において問題の指摘を行うし、国教会の自律への不介入の合意は必ずしも当然のことであるわけではない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これは、教会禄の停止に関する国教会法のディベート・質疑討論において、ある議員が、「議会は、国教会総会議が提出したものに対してただ単にゴム印を押すだけのところではない」と発言したことからも例証できる。</li> </ul>

【参考文献】

- ・1988年以降の国教会法は、インターネットで公開されている。Her Majesty's Stationary Office, Measures of the General Synod of the Church of England <http://www.hmso.gov.uk/legislation/uk-meas.htm> [筆者HP最

終閲覧2009年4月1日] 1988年以前の国教会法は、Halsbury's Statutes Vol. 14 (4th ed., 2003)

- Furlong Monica, Act of Synod: Act of Folly? (SCM Canterbury Press, 1998)
- General Synod, Synodical Government, 1970-90 (Church House Publishing, 1994)
- House of Commons Information Office, Church of England Measures (Factsheet L10, Legislation Series, 2003)
- Church of England, Church Representation Rules (Church House Publishing, 2005)
- Colin O. Buchanan, Taking the Long View: Three and a Half Decades of General Synod (Church House Publishing, 2005)
- General Synod, Church of England, Report to General Synod: 1996~ (Church of England)
- Montague Burrows, Parliament and the Church of England (Kessinger Pub.Co., 2007)

## あとがき

紙幅の都合上、国教会司法等の発表部分についてはすべて、掲載を割愛した。